

町の保健だより

健康保険課 健康長寿班 連絡先(内線 131~136)

新型コロナウイルス感染症について

《緊急事態宣言が発出されています》

【実施区域】 全都道府県 【特定警戒都道府県】

東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・福岡

北海道•茨城•石川•岐阜•愛知•京都

【実施期間】 4月7日~5月6日

- 正確な情報に基づき、冷静な対応を心がけてくださるようお願いします。
- 特定警戒都道府県との往来、都道府県をまたぐ不要不急の移動について、自粛をお願いします。
- ・特定警戒都道府県から移動して来た方には、2週間の間、外出自粛、検温などの健康観察をお願いします。
 - 〈受診の目安〉☆場合(状態)によっては早めに相談☆
 - ○風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く。
 - ○強いだるさや息苦しさがある。
 - ○高齢者や基礎疾患がある方、妊婦さんは上の状態が 2日程度続いた場合

〈万一、感染が疑われる場合〉

- ○まずは、五所川原保健所に相談してくださるよう お願いします。
- ○病院を受診する際にも事前に電話連絡し、マスク 着用で受診してくださるようお願いします。

ご心配やご不明な点があれば、まずはお問い合わせください。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口

TEL 0120-565653

・帰国者・接触者相談センター(五所川原保健所) TEL 0173-34-2108

《健康面・予防方法について心配な方》・電話相談窓口(青森県)

TEL 0120-123-801

・役場 健康保険課 TEL 22-2111

鶴田診療所に関するお知らせ

☆**小児科の診察時間について**···令和2年4月より、月・水・金曜日の午後のみ(13時~16時)となりました。 ☆**町の人間ドックについて**…新型コロナウイルス感染症対策として、消化器内視鏡検査を当面の間休止することと なりました。それに伴い、町の人間ドックの受付も休止となります。再開時期は決まり次第お知らせしますので、 ご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い 町税、介護・後期保険料の納付が困難な方 に対する猶予制度について

<申請による徴収の猶予>

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む) がり患された場合のほか、以下のようなケースに該当 する場合は、申請による徴収の猶予制度があります。 (ケース 1)災害により財産に相当な損失が生じた場合 (ケース2)ご本人又はご家族が病気にかかった場合 (ケース3)事業を廃止し、又は休止した場合 (ケース4)事業に著しい損失を受けた場合

<申請による換価の猶予>

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を 一時的に納付することができない場合、申請による換 価の猶予制度があります。

問い合わせ先 役場 22-2111

町税について 税務会計課 出納徴収班(内線 123・124) 介護・後期保険料について

健康保険課 国保介護班(内線 142:143)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康 保険被保険者(給与等の支払を受けている者) に対する傷病手当金の支給について

① 対象者

被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し た者、又は発熱などの症状があり感染が疑われる者 ②支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3 日を経過した日から労務に服することができない期間

③支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数 で除した金額×2/3×日数

く申請方法>

申請書は健康保険課の窓口に用意してありますので、 ご相談ください。

問い合わせ先 役場 22-2111

健康保険課 国保介護班(内線 142)